## 許 可 申 請 書

令和 3 年 7 月 1 日

公園管理者 九州地方整備局長 殿

申請者 氏 名 うみなか電力(株) 代表取締役 うみなか 太郎 住 所 福岡市東区西戸崎00-00 担当者 うみなか ちゃっぷん TEL 080-9999-9999

都市公園法第12条の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

行為の種類	占用許可物件の保守点検
許可の期間	自) 令和 3 年 8 月 1 日
	至) 令和 4 年 3 月 31 日 (うち: 日間)
場所	B地区 旧県道部
目 的	占用許可物件を健全に保つため
内容	目視、触診等
その他	作業業者名: うみなか電工(株) 作業責任者名: うみなか ちゃっぷん子 作業責任者連絡先: 080-0000-0000

国九整海公調設第999号 令和3年4月30日

## 占 都 用 市公 粛 許 可 書

うみなか電力(株) 代表取締役 うみなか 太郎 殿

申請のあった都市公園の占用については、都市公園法 令和3年4月20日 付け 許可 第6条の規程に基づき、下記のとおり 許 する。

公園管理者

九州地方整備局長

記

П			
都 市 公 園 名	海の中道海浜公園		
占 用 の 場 所	B地区 旧県道部		
占 用 の 期 間	自) 令和3年5月20日 至) 令和13年3月31日		
占用目的	認定電気通信事業に供するため		
占用物件の名称 ・規模・構造・ 及 び 数 量	電柱、マンホール、地下埋設管路 電柱:本柱3本、支線4本 マンホール:2.00㎡(2箇所×1.00㎡) 地下埋設管路:147.60㎡(FEP管:6本、継手1×6箇所)		
工事の実施方法 及び工事の着手 及び完了の時期	長     m     (自)     平成     年     月     日       幅     m       面積     m²     (至)     平成     年     月     日		
使 用 料	総額 ¥***,***- 令和 4年度 以降の使用料については、別途発行する納入告知書をもって通知に代える。 使用料は、別途発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない		
許 可 条 件	(下記のほか、別紙のとおり)		

この都市公園の占用許可について不服があるときは、行政不服審査法に定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求することができる。(なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。)また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この許可書を受け取った日(当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する既との送達を受けた日)の翌日から起算して6ヶ月以内に、国を被告として(訴訟において国をはます。のはは登古版となる。)

代表するものは法務大臣となる。)、処分の取り消しの訴えを提起することができる(なお、この許可書を受け取った 日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分の日又は決裁の日から1年を経過すると 処分の取り消しの訴えを提起することができなくなる。)。

## 誓約 書

令和 3年 7月 1日

公園管理者 九州地方整備局長 殿

> 住所: 福岡市東区西戸崎00-00 氏名: うみなか電力(株)

> > 代表取締役 うみなか 太郎

令和 3年 7月 1日付けで都市公園法第12条に基づき申請した、 「 占用許可物件の保守点検 」について、次のとおり誓約します。

- 1. 自己又は自社(団体)の役員等は、次のいずれにも該当しません。 また、次に掲げる者が、その経営等に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
  - 1)暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第2号 に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)
  - 2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第2号 に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)
  - 3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - 4) 自己、自社(団体)もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - 5)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若 しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - 6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2. 都市公園法第12条に基づく許可後、上記1項の規定に該当する事が判明し公園管理者より許可の取り消しを命じられた場合は、その命令に従います。

また、当該事象により発生した損害等について、国土交通省九州地方整備局国営海の 中道海浜公園事務所及び公園管理運営業務受託者に対してその賠償の請求はいたしませ ん。

海の中道海浜公園では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしております。なお、内容確認のために福岡県警察本部へ照会を行う場合があります。